

平成 23 年第 12 回加西市教育委員会会議録

1. 開会日時 平成 23 年 12 月 26 日 (月) 13 時 30 分
2. 閉会日時 同 日 15 時 45 分
3. 開催場所 加西市役所 5 階会議室 (大)
4. 出席委員
委員 長 荒 木 貴 子
委 員 市 場 かおり
委 員 渡 邊 隆 信
委 員 内 藤 堯 雄
教 育 長 永 田 岳 巳

5. 委員及び傍聴人を除き、会場に出席した者の氏名
教育次長 大 西 司
学校教育課長 小 林 剛
こども未来課長 深 田 秀 一
こども未来課主幹 後 藤 則 子
自己実現サポート課長 立 花 聡
総合教育センター所長 柿 本 博 司
教育総務課長 中 倉 建 男
教育総務課課長補佐 千 石 剛

6. 付議事項

議案第 5 5 号 加西市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 5 6 号 情報公開にかかる不服申立てに対する決定について

議案第 5 7 号 加西市指定有形文化財の指定答申について

議案第 5 8 号 加西市指定文化財の現状変更許可答申について

7. 議題となった動議を提出した者の氏名

なし

8. 質問及び討議の内容

議案第 5 5 号 加西市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 55 号 加西市教育委員会表彰規則（平成 23 年教育委員会規則第 1 号）の一部を改正する規則の制定について、教育総務課長より、第 10 条第 3 項各号を参事が空席のため同項から参事を除くものであると説明する。教育委員より、今後参事職が置かれた場合は再度規則の変更を行うのかとの質問があり、教育総務課長より規則変更はせず第 10 条第 4 項の規定により対応するものと説明し、原案どおり承認される。

議案第 5 6 号 情報公開にかかる不服申立てに対する決定について

議案第 56 号情報公開にかかる不服申立てに対する決定について、教育総務課長より、平成 23 年 12 月 5 日付けで行政不服審査法第 6 条の規定による不服申立てがあったため、これに対する決定を通知するにあたり委員会の議決を求めるものと説明する。申立ての趣旨は、情報部分公開決定通知に対する不服申立てであり、情報公開された平成 22 年第 7 回および第 8 回の加西市臨時教育委員会会議録における開催日時と閉会日時について不実の記載があると思われる点、署名が開示されていないため署名の有無が確認できない点、および不実の記載のあった会議録を真正なものとしたことが刑法第 158 条、地方公務員法第 30 条、第 32 条および第 35 条の規定に抵触すると思われる点について審査を求めるといふもの。このうち、日時等の記載誤りの審査および刑法や地方公務員法違反の審査については不服申立ての対象となりえないため、署名の開示については同一内容の不服申立てが平成 23 年 11 月 30 日付で加西市情報公開審査会に諮問されているため、いずれの点についても申立ては却下と決定するものであると説明する。

教育委員より申立人の了承は得られているのかとの質問があり、教育総務課長より説明はしたが法律に基づいた処理を希望されており、事務局としても審査会に諮る案件ではないことを文書で回答する必要があると説明する。教育委員より、今後こうした間違いのないようにとの意見がある。教育総務課長より前回も不服申立てのあった、個人の署名まで公開する必要があるかどうかについては、平成 24 年 1 月 13 日に審査会が開催され審議されることを説明する。教育委員より法律に則って申立てがされている以上、法律に則って通知を行うようにとの意見があり、原案どおり承認される。

議案第 5 7 号 加西市指定有形文化財の指定答申について

議案第 57 号加西市指定有形文化財の指定答申について、自己実現サポート課長より文化財の保護に関する条例第 3 条第 1 項の規定により諮問を行った次の文化財について、文化財審議委員会からの答申にもとづき、市指定文化財に指定したいので委員会の議決を求めるものであると説明する。文化財の名称は普光寺瓦質灯籠一点、所有者は普光寺代表住職であり、指定が適当との答申があったことを説明する。教育委員より指定後は広報に掲載されるのかとの質問があり、自己実現サポート課長より新聞報道及び広報への掲載を予定していると説

明し、原案どおり承認される。

議案第 5 8 号 加西市指定文化財の現状変更許可答申について

議案第 58 号加西市指定文化財の現状変更許可答申について、自己実現サポート課長より、文化財の保護に関する条例第 12 条の規定により諮問を行った次の文化財について、文化財審議委員会からの答申にもとづき現状変更許可をしたいので、委員会の議決を求めるものであると説明する。文化財の名称は石部神社門杉、所有者は石部神社代表宮司であり、変更内容は専門家である樹木医の指導による剪定計画であり、門杉の延命を図る意味でも適正と言えるため、現状変更については許可が適当と認めるとの答申があったことを説明し、原案どおり承認される。

9. 議決事項

議案第 5 5 号 加西市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則の制定について

原案どおり可決

議案第 5 6 号 情報公開にかかる不服申立てに対する決定について

原案どおり可決

議案第 5 7 号 加西市指定有形文化財の指定答申について

原案どおり可決

議案第 5 8 号 加西市指定文化財の現状変更許可答申について

原案どおり可決

10. 報告事項

(1) 教育長の報告

教育長より、第 240 回定例市議会（12 月）においては、公民館の使用料については使用料金を時間帯に区切って設定しており、公民館によって昼時間の取り扱いが異なっていたため、このたび料金体系を整合させたこと。宇仁幼稚園の保育室増設については乳児用給食の都合上、旧保育園舎を使っているが、保育室が不足し 4 歳児は遊戯室を保育室として使用してい

るため、4歳児の保育室を確保したいと考えていること。青野原俘虜収容所の解体・保存の経緯については、状態の良い部分を解体し旧下里小学校体育館に保存しており、機会があれば活用したいと考えていること。播磨国風土記については、学校教育での副読本や社会教育での活用を考えていきたいこと。算数・数学における習熟度を加味した指導は、新学習システムで少人数に分割して行う指導により、基礎・基本の定着を図るとともに、発展的な内容等の指導を行っていること。宇仁小学校の鉄筋コンクリートによる改築について、木造校舎ではなく鉄筋コンクリートになった理由は、耐久性、多用途利用、耐震性及び耐火性について検討し、鉄筋コンクリートが優れていると判断したためであること。などを報告する。

また、平成23年度社会教育功労者表彰において、元教育委員の加西市民が表彰されたことを報告する。

(2) 教育次長の報告

教育次長より、中央公民館長の辞任に伴う館長の応募について、採用選考委員会が12月3日に面接を実施し、来年の1月5日に辞令交付の予定であることを報告する。

(3) 教育総務課長の報告

教育総務課長より、耐震化工事等の進捗について、北条中学校は旧校舎の解体撤去が終了し外構工事を進めており、出来高は93%であること。泉中学校体育館は一部設備工事が残っているのみであること。北条中学校地震改築外構工事は雨水貯留槽等の工事を行っていること。北条中学校体育館・日吉小学校体育館耐震補強工事設計は実施設計が進んでいること。宇仁小学校地震改築工事設計についてはほぼ基本設計がまとまっていること。宇仁・西在田・富田小学校の木造校舎応急耐震補強工事については11月末より着手していること。などを報告する。

次に情報公開請求について、市民より加西市耐震診断補強計画の元設計の名称（大和設計・内藤建築設計）について請求があったため情報公開を行ったことを報告する。

(4) 学校教育課長の報告

学校教育課長より、12月及び冬季休業中の児童生徒の学習・生活について、今年の冬季休業はやや長くなっているが、それぞれの学校で文化・体育面といった多方面から指導を行っている。また、研究会を3校行い、継続して提案できる会をもつことができた。教師については、県は年間10日の有給休暇を推奨しているが、授業のあるときはなかなか難しいため、冬季休業を有効利用している。ただし、日番を置き連絡体制は整えている。

次に、12月10日（土）に、北条小の児童6年生と2年生が亡くなる交通事故があったため、教育委員会では急遽臨時の校長会を開き、更なる安全化・再点検、より一層充実した心のケアを行うことを申し合わせる。また、事故後において現地の状況確認を行い、報道機

関からの取材もあったため、その対応も行っており、12月19日の臨時校長会でも、その後の対応について話し合いを行う。また、九会小学校5年生が心臓疾患により亡くなるということがあり、学校と連絡を取り合い状況確認を行っているが、児童においては、心のケアの対応を行っている。などを報告する。

(5) こども未来課長の報告

こども未来課長より、日吉地区における幼稚園・保育所の充実について、保護者から、夏季預かり保育の希望などを受け、日吉保育園と幼稚園を使用した分離型の幼稚園を提案したところ、是非進めてほしいとの強い要望があった。両施設の間には県道があり危険なため、保育内容を検討して行き来を少なくする予定であり、幼稚園教育について保護者会の意見がまとまれば、1月の教育委員会に諮り3月議会に上程、4月の開設に向けて進めていく予定と報告する。

(6) 自己実現サポート課長の報告

自己実現サポート課長より、賞賜金について、12月15日に賞賜金を1団体と個人3名に支給する。結果これで本年度の受賞件数は9件、うち個人7名、団体2団体となっていることを報告する。

(7) 総合教育センター所長の報告

総合教育センター所長より、総合教育センターのホームページ・サイト開設について、これまでの教育相談は電話での対応が中心であったが、開設に伴いホームページからも、教育相談の申し込みができるようになる。また今後は、図書の検索コーナーや研修講座の申し込み等ができるような対応を考えていることなどを報告する。

11. 協議事項

(1) 報告事項の中から

○飲酒運転による交通事故について

教育委員より、12月の事故を受けて飲酒運転撲滅宣言が行われたが、今後の取り組みの具体的な内容について、例えば道路の整備、予算の関係、街灯などの質問があり、教育次長より警察と連携して取り組みを行っていること、教育総務課長より事故が県道であったため、事故現場から泉中学校あたりの歩道のない部分の整備をしてほしい旨、市長から県へ要望していること、防犯灯については、地元からの要望を受けて順次安全防災課で取付けを行っていることなどを説明する。

教育委員より、飲酒運転撲滅に向けて継続した取り組みを今後も行っていきたい、との要望がある。

教育委員より、12月の事故の対応では教育委員会の参集をすぐに行い、学校とも適切に対応するなど、指導・支援機関の役割を適切に果たせたのではないかと感じた。現場も混乱することなく方針をきちんと出し対応され、子どもたちの気持ちもケアされているのではと感じた。今後ともうまく子供たちの指導を行っていきたいと要望がある。

○日吉地区の幼保教育について

教育委員より、日吉地区で予定される幼稚園は県道をまたいだ分離型であるため、建物は離れていても安全に配慮し、多様な年齢の子供たちが交わる幼稚園の良さが活きるような保育を行っていきたいとの要望がある。こども未来課主幹より、日吉幼稚園は賀茂幼稚園と同様に、幼稚園の2年保育である4歳5歳の幼稚園教育を行う。また、施設が分離型であるため、各年齢の育ちを保障しながら幼稚園の良さを活かした保育の充実をさせていきたいと説明する。次に教育委員より、ハード面の改修について質問があり、同主幹より保育室等については今の施設で対応可能で、安全面への取り組みに十分配慮したいと説明し、こども未来課長より、給食については、幼稚園は小学校から給食を運んでいたが保育園から運ぶことになることを説明する。また教育長より、平成28年度までは小中学校の耐震化事業があり、幼保に大規模な改修を加えるのは平成29年度以降になってしまうが、それを待つのではなく、今ある施設をうまく活用して、保護者の希望である複数年の幼稚園教育の充実に向けていきたい。交通の面での心配もあるが、万全の体制が取れるように検討していきたい。などを補足説明する。

(2) 平成22年度教育委員会評価結果について

《こども未来課所管分》

こども未来課でまとめた所感と今後への反映に基づき、教育委員より、幼児教育を充実させるため、幼保の一体的経営等の方針を的確に判断していく必要がある。教育委員より、この教育委員会評価を受けて、今後策定する教育行政方針に具体的に反映していくことが重要である。などの意見がある。

《自己実現サポート課所管分》

自己実現サポート課でまとめた所感と今後への反映に基づき、教育委員より、社会教育の一環として、公民館活動と地域の活動を連携させた取り組みに注力していくことが大切である。教育委員より、各事業がマンネリ化しているとは思わないが、「加西らしさ」を出した更なる取り組みをお願いしたい。などの意見がある。

《青少年センター所管分》

総合教育センターでまとめた所感と今後への反映に基づき、教育委員より、地域・学校・

